

## 青森県被災宅地危険度判定士登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の大規模な災害（以下「大地震等」という。）により被災した宅地について危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第一号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地の用に供しているもの及び被災した市町村の長が危険度判定の必要を認めた建築物等の敷地の用に供しているもの並びにこれらに被害を及ぼすおそれがある土地をいう。
- 二 宅地判定士 被災した宅地の危険度判定を実施する者として、この要領に基づき知事が登録した者をいう。
- 三 危険度判定 宅地判定士が、宅地の被災状況を実地に調査し、擁壁、のり面等の崩壊その他被災した宅地の変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 四 判定調整員 危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指揮監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う者をいう。

### (登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住し、又は勤務する者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第10条の規定による講習会を修了した者又は他の都道府県知事から被災宅地危険度判定士として認定を受けたことがある者を、宅地判定士として登録をすることができる。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第一号イからホまで、ト及びチに該当する者であること。
- 二 国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法（昭和24年法律第100号）による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者、二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者など、知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する

と認めた者であること。

(登録の申請)

第4条 宅地判定士の登録を受けようとする者は、第1-1号様式又は第1-2号様式の登録申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一号又は第四号に該当する者にあつては、別紙被災宅地危険度判定士登録種別及び証明書類一覧に記載のある第2号様式の実務経験証明書ほか書類の写し

二 前項の第1-2号様式による登録申請の場合は、第10条の規定による講習会の受講修了証の写し又は他の都道府県知事が発行した宅地判定士の認定を受けたことを示す登録証の写し

三 その他知事が必要と認める書類

(登録)

第5条 知事は、前条第1項の規定による登録の申請があつた場合において、当該申請者が資格要件を満たしていると認めたときは、宅地判定士として登録し、第3号様式の名簿（以下「判定士名簿」という。）に登載するとともに、当該申請者に第4号様式の登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により登録証の交付を行った場合には、宅地判定士が居住する市町村に対し、当該宅地判定士の住所、氏名、連絡先等を通知するものとする。

3 知事は、第3条の規定により現に他の都道府県知事から認定の登録を受けている宅地判定士から申請があり、判定士名簿に登載したときは、従前の登録を行っていた都道府県知事に対し、その旨を通知するものとする。

(登録証の更新等)

第6条 登録証の有効期間は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者は、知事に登録の更新を申請することができる。

また、有効期間が終了した場合であっても、宅地判定士として再び活動しようとする者については、再登録を妨げない。

3 前項の規定により登録の更新又は再登録を申請しようとする者は、第5号様式の登録更新（再登録）申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請があつたときは、登録判定士の更新又は再登録を行い、判定士名簿の更新又は再登載を行うとともに、当該申請者に新たな登録証を交付するものとする。

5 前項の登録の有効期間は、第1項に準ずるものとする。

6 知事は、第4項の規定により登録証の交付を行った場合には、前条第2項に準ずるものとする。

(登録事項の変更)

第7条 宅地判定士は、第4条の規定により申請した事項のうち、次に掲げる各号に変更があったときは、第6号様式の記載事項変更届を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 居住地の住所及び電話番号
- 三 連絡用メールアドレス
- 四 勤務先の名称・所属、所在地及び電話番号

- 2 知事は、前項の届出を受理したときは、変更があった事項を判定士名簿に登載し、必要に応じて当該届出者に記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録証の交付を行った場合には、第5条第2項に準ずるものとする。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失、滅失又は汚損したときは、速やかに第7号様式の再交付申請書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者に登録証を再交付するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、宅地判定士として登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合には、第5条第2項に準ずるものとする。

(講習会)

第10条 第3条に規定する講習会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 県が開催するもの
- 二 市町村が、県の協力を得て、危険度判定に必要な知識及び技能向上のために開催するもの
- 三 被災宅地危険度判定連絡協議会が開催するもの

(判定調整員の認定)

第11条 知事は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で第2条第四号に規定する業務を適正に執行できると認めた者を判定調整員として認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定したときは、判定士名簿に認定年月日を登載し、認定者に認定したことが分かる登録証を新たに交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録証の交付を行った場合には、第5条第2項に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月4日から施行する。